

新居・内山地区 地上デジタル放送受信実 態把握調査業務仕様書(素案)

湖西市 DX 推進課

令和 7 年 7 月

目次

第1章 総論.....	5
1.1 業務をとりまく背景および目的	5
1.1.1 背景	5
1.1.2 目的	5
1.1.3 本業務に関する課題	5
第2章 発注者の現行業務・体制および本業務の目標	5
2.1 発注者の現行業務の状況・体制・課題	5
2.1.1 業務の手順.....	5
2.1.2 業務の規模.....	6
2.2 本業務で達成すべき目標.....	6
第3章 本業務の概要	6
3.1 受託者の選定方法	6
3.2 本業務に関連する契約	6
3.2.1 前工程・後工程との関係.....	6
3.2.2 関連システムや他事業との接続・連携等	7
3.3 責任分界点	7
3.4 前提条件および制約条件	7
3.4.1 業務実施上の前提条件	7
3.4.2 技術的・運用的な制約	7
3.5 スケジュールとマイルストーン	7
第4章 詳細要件	7
4.1 機能要件.....	8
4.1.1 必須要件	8
4.1.2 提案事項	8
4.2 非機能要件	8
4.2.1 必須要件	8
4.2.2 提案事項	8
4.3 その他要件	8
4.3.1 必須要件	8
4.3.2 提案事項	8
第5章 作業における詳細要件.....	9
5.1 調査設計フェーズ	9

5.1.1 必須要件	9
5.1.2 提案事項	9
5.2 周知・説明支援フェーズ	9
5.2.1 必須要件	9
5.2.2 提案事項	9
5.3 現地調査フェーズ	9
5.3.1 必須要件	9
5.3.2 提案事項	10
5.4 集計分析フェーズ	10
5.4.1 必須要件	10
5.4.2 提案事項	10
5.5 報告・成果物作成フェーズ	10
5.5.1 必須要件	10
5.5.2 提案事項	10
第6章 業務遂行に関する要件	10
6.1 プロジェクト管理	11
6.1.1 必須要件	11
6.1.2 提案事項	11
6.2 体制及び要員	11
6.2.1 必須要件	11
6.2.2 提案事項	11
6.3 打合せ・報告	11
6.3.1 必須要件	11
6.3.2 提案事項	11
6.4 本業務の納品物	12
6.4.1 必須要件	12
第7章 その他	12
7.1 業務の再委託	12
7.2 知的財産権の帰属等	12
7.3 機密保持	12
7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任	12
7.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守	12
7.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備	12
7.5 契約不適合担保責任	13
7.6 法令等の遵守	13
7.7 特記事項	13

|

第 1 章 総論

1.1 業務をとりまく背景および目的

1.1.1 背景

新居・内山地区では、平成 24 年度に「辺地共聴施設整備事業」により設置されたギャップフィラー装置が、一部の難視聴地域のテレビ受信環境を支えてきた。しかし、当該装置はすでに耐用年数（10 年）を超えており、更新が必要な状況である。一方、近年の通信インフラの進展により、設置当時はサービス提供エリアに含まれていなかった光回線や CATV など代替的な受信手段も現実的選択肢として浮上しており、難視聴地域住民の受信環境の実態を正確に把握することが喫緊の課題となっている。

1.1.2 目的

本業務は、地上デジタル放送の視聴手段に関する現状把握と、光回線や CATV 等の代替手段への移行可能性に関する情報を収集し、今後の難視聴地域の受信環境の在り方や制度設計、予算措置のための基礎資料を得ることを目的とする。

1.1.3 本業務に関する課題

- 設置機器の老朽化による更新費用負担の増大
- 光回線等の普及に伴う受信手段の多様化
- 支援対象となる世帯の正確な把握の困難さ
- 行政による目視等での現地調査の難易度
- 周知・理解のための協力体制確保の課題

第 2 章 発注者の現行業務・体制および本業務の目標

2.1 発注者の現行業務の状況・体制・課題

2.1.1 業務の手順

これまで新居・内山地区におけるテレビ受信環境の維持は、ギャップフィラー装置による対応を基盤としており、技術的な維持管理は外部事業者により実施されてきた。住民の受信状況に関する把握は、苦情・相談対応を通じて個別に行われており、全体的な実態を組織的に

把握する手法は確立されていない。

今般、装置の老朽化および光回線整備の進展により、代替手段への切替も視野に入れた現地調査が必要である。切替等を検討する際には難視聴地域住民とのとの調整を含む新たな実施体制が求められている。

2.1.2 業務の規模

対象とするのは、新居・内山地区の計 143 世帯である。なお、この世帯数はギャップフィラー装置設置当初の世帯数であり、対象世帯数は確定ではない。調査の補助として対象世帯の抽出には発注側で利用中の GIS から出力したデータにより確定する。対象地域には未接道区域も含まれ、地理的な特性により戸別訪問や屋根上調査などの対応が必要となるケースも想定される。

2.2 本業務で達成すべき目標

本業務では、以下の目標を達成することを目的とする。

- 各世帯アンテナ調査によるギャップフィラー装置の利用実態の把握
- 切替検討の制度設計に資する対象世帯の特定
- 地域住民への説明・合意形成に向けた基礎情報の整備

第 3 章 本業務の概要

3.1 受託者の選定方法

本業務の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。技術提案および見積価格を総合的に評価し、最も有効かつ実現可能な提案を行った者を選定する。

3.2 本業務に関連する契約

3.2.1 前工程・後工程との関係

本業務は、将来的な装置撤去・CATV 等への切替支援といった後続業務の設計・実施に向けた基礎調査として位置づけられる。調査結果に基づき、視聴方法切替検討や予算措置等の実務判断が行われる。

3.2.2 関連システムや他事業との接続・連携等

本業務は情報システムとの直接的な接続はないが、調査において難視聴地域の居住実態を把握する必要があるため、GISによる分布可視化や既存の住民台帳情報との照合等を通じ、庁内で保有する地理・世帯データとの連携が想定される。

3.3 責任分界点

調査設計、現地調査、分析および成果物作成等の実施責任は受託者が負う。一方、自治会連絡や住民向け説明等、地域調整に関する基本的枠組みは発注者が整備する。また、必要なデータ提供や調査協力依頼文書の発出も発注者の責任範囲とする。

3.4 前提条件および制約条件

3.4.1 業務実施上の前提条件

対象地域の世帯情報、自治会組織図、過去の設置場所等の基礎データは、発注者が可能な範囲で提供する。また、庁内ネットワークへのアクセスを伴う作業は行わないことを前提とする。

3.4.2 技術的・運用的な制約

調査で想定される屋根上調査やアンテナ確認には高所作業の安全管理措置が必須である。

3.5 スケジュールとマイルストーン

本業務は以下のスケジュールを基本とする：

- 2025年9月下旬：自治組織への説明・周知活動
- 2025年10月：調査業務契約締結（プロポーザルによる選定）
- 2025年10月下旬～11月：現地調査の実施
- 2025年12月中旬：調査結果のとりまとめおよび報告書提出

第4章 詳細要件

4.1 機能要件

4.1.1 必須要件

- 調査対象の抽出において、GIS で出力された対象世帯情報を基に訪問調査の対象リストを作成すること
- 対象世帯ごとに以下の情報を取得・記録すること
 - ギャップファイラー経由での受信状況（アンテナ向き・配線有無等）

4.1.2 提案事項

- 4.1.1 対象世帯におけるギャップファイラーを経由しない受信可能性調査

4.2 非機能要件

4.2.1 必須要件

- 屋外・高所での作業について、安全性確保の措置を講じること

4.2.2 提案事項

- 現地調査における住民の不安を解消する工夫

4.3 その他要件

4.3.1 必須要件

- GIS から出力された座標情報との整合を保った集計表・分布図を作成すること
- 調査結果に基づく属性別・地域別の統計集計を行うこと

4.3.2 提案事項

- PDF 形式の地図やレポートに加え、閲覧・活用しやすい Excel や GeoJSON 形式等での成果物提供
- 将来的な補助制度設計への活用を見据えた可視化項目の追加（例：工事所要時間分布、工事難易度への意見）

第5章 作業における詳細要件

5.1 調査設計フェーズ

5.1.1 必須要件

- GISで出力された対象リストに基づき、訪問調査用台帳・調査票様式（紙または電子）の雛形を作成すること
- 成果物の構成を、切替検討の制度設計に資する、対象世帯ごとの設備状況の把握に適したものとすること

5.1.2 提案事項

- 地理的条件に応じた訪問計画ルート設計
- 記入補助者向けチェックリストやガイドの整備

5.2 周知・説明支援フェーズ

5.2.1 必須要件

- 調査協力を得るため、自治会・地域住民向けの説明資料案（回覧文書・リーフレット等）を作成すること
- 発注者と連携し、事前説明会や情報提供の場を設定すること

5.2.2 提案事項

- 対象世帯の属性に応じた視認性・理解性に配慮した資料デザイン

5.3 現地調査フェーズ

5.3.1 必須要件

- 対象世帯への訪問を行い、必要に応じて屋根上調査を実施すること
- 不在世帯に対しての調査手段を確立し、対象世帯全件の調査を完了すること
- 各世帯ごとに調査記録を残し、整理・保管すること

5.3.2 提案事項

- 対象世帯以外、例えば新築物件など市が居住実態を把握していない建築物の調査をする

5.4 集計分析フェーズ

5.4.1 必須要件

- 回収された調査結果を集計・分析し、ギャップフィラー受信世帯の比率、受信形態の分布等を明らかにすること
- 地図上に受信状況・視聴手段別の分布を可視化すること

5.4.2 提案事項

- 地理的な傾向や工事所要時間の推計などを加えた詳細分析
- 分析に基づく支援対象選定指針案の提示
- GeoJSON 形式等での成果物提供による GIS との連携

5.5 報告・成果物作成フェーズ

5.5.1 必須要件

- 調査結果を報告書に取りまとめ、支援対象のリスト・分布図・費用試算等の成果物を納品すること
- 納品形式は、PDF（報告書・地図）、CSV（世帯データ）、GIS 形式（Shapefile/GeoJSON）とすること
- 成果物には検収用の一覧表・納品チェックリストを添付すること

5.5.2 提案事項

- 成果物の住民説明会や議会報告向け要約版の併用
- 補助制度設計時に再活用しやすい汎用的なレイアウト整備

第 6 章 業務遂行に関する要件

6.1 プロジェクト管理

6.1.1 必須要件

- 受託者は、業務の進捗状況を適切に把握し、発注者と共有するプロジェクト管理体制を整備すること
- 作業計画書、進捗報告書、課題管理簿等を作成し、業務の各段階に応じて更新・報告を行うこと

6.1.2 提案事項

- タスク管理ツールやガントチャートを活用した進捗の可視化
- 品質管理手法（例：レビュー体制、二重チェック）の明示

6.2 体制及び要員

6.2.1 必須要件

- 業務遂行に必要な人員を配置し、体制図と役割分担を明示すること
- プロジェクトマネージャーは、類似業務の実績を有し、現場対応および意思決定権限を持つこと

6.2.2 提案事項

- 地域調整や高所作業の経験を有する補助員の配置
- 担当者の引継ぎ・育成計画の提示、繁忙期の応援体制の整備

6.3 打合せ・報告

6.3.1 必須要件

- 発注者と定期的に進捗確認会議（例：週1回）を実施すること
- 会議の記録は議事録として整理し、発注者と共有すること

6.3.2 提案事項

- Web 会議やチャットツールを用いた迅速な情報共有体制の構築
- 非同期型のタスク共有ツール（ToDo 管理表など）による情報伝達の補完

6.4 本業務の納品物

6.4.1 必須要件

- 本仕様書に基づき、各フェーズで必要とされる成果物を納品すること
- 納品物には、報告書、世帯リスト、地図、集計データ、検収申請書を含めること
- 納品形式（PDF／CSV／GIS 形式など）に応じてファイル命名規則を徹底し、電子媒体（CD または DVD）で納品すること

第 7 章 その他

7.1 業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合はこの限りでない。

7.2 知的財産権の帰属等

本業務により新たに創出された成果物の著作権その他一切の知的財産権は、原則として発注者に帰属するものとする。ただし、契約書により別途定めることができる。

7.3 機密保持

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。業務終了後も同様とし、発注者の書面による指示に従い、適切に取り扱うものとする。

7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任

7.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、発注者が定める情報セキュリティポリシーおよび関連規程を遵守しなければならない。

7.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、業務に関連する個人情報・住民情報・地図情報等を適切に管理する体制を構築し、発注者の指示に基づき取扱うものとする。

7.5 契約不適合担保責任

成果物の納品後、一定期間内に契約内容との不適合が判明した場合、受託者は自己の責任と負担により補修、修正、再提出等の対応を行うものとする。

7.6 法令等の遵守

受託者は、業務遂行にあたり、関係法令、自治体条例、及びその他の関連規程を遵守するものとする。また、個人情報の取扱いについては、発注者が定めるガイドラインに従うこと。

7.7 特記事項

本業務は、令和 7 年度予算に基づいて実施されることを前提とする。当該予算が未成立または執行停止となった場合は、発注者と協議のうえ業務の中断または変更等の措置を講ずるものとする。